

特定小型原動機付自転車

ルール守れてる？

16歳以上!

ヘルメット
着用!

最高速度
20km/h
以下

違反行為者には
罰則が科せられます!

最高速度
表示灯!

前部と後部の2か所

定格出力
0.60キロ
ワット以下

車体の大きさ
長さ1.9m
幅0.6m
以下

ナンバー
プレート!



警察庁 特定原付



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



特定小型原動機付自転車とは？

主な交通ルール

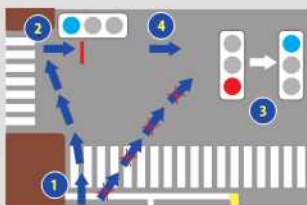
① 車道通行の原則

原則、車道を通行しなければなりません(※自転車道通行可)。また、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。



② 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。また、後方確認とウインカーでの合図が必要です。



③ 信号・標識に従う義務

信号機や一時停止等の道路標識に従わなければなりません。

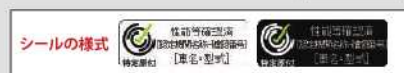


④ その他のルール



保安基準

道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。



※性能等確認済シール等が付けられているものは保安基準に適合しています。

『特例』特定小型原動機付自転車とは？

特定小型原動機付自転車の中でも、下記①、②などの要件を満たす車両は「特例特定小型原動機付自転車」といい、道路標識等により歩道を通行することができます。ただし、歩道を通行するときは、歩行者が優先です。



① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること



② 歩道通行中、車体の構造上、6km/hを超える速度を出すことができないものであること

など

罰則等について

●交通反則通告制度・放置違反金制度の対象となります。

●特定小型原動機付自転車運転者講習制度

特定小型原動機付自転車の運転に関し、一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者が講習制度の対象となります。